

一般職の職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

上越市長 中川 幹太

上越市規則第27号

一般職の職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与に関する規則（昭和46年上越市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条中「所属長を経て」を削る。

第15条の8第1項（各号列記以外の部分に限る。）中「という。）」の次に「及び会計年度任用職員」を加える。

第15条の9第1項中「定年前再任用短時間勤務職員等」の次に「及び会計年度任用職員」を加える。

第21条の見出し及び同条第1項中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、同条第2項中「第29条第1項」の次に「及び第30条第1項」を加え、同項第2号中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

第22条第1項中「第30条」を「第31条」に改め、同条第2項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に、「期末手当を」を「期末手当及び勤勉手当を」に改める。

別表第2一般行政職給料表の項中「（以下「主任」を「並びに別表第3の4級の項に規定する主査及び副主査（以下「主任等」に、「主任に」を「主任等に」に改める。

別表第3の3級の項中「主任保育士」を「副主査（4級の項に掲げる副主査を除く。）及び主任保育士」に改め、同表4級の項中「副参事を除く。）」に次に「、副主幹（5級の項に掲げる副主査を除く。）」を、「主査」の次に「、副主査（3級の項に掲げる副主査を除く。）」を加え、同表5級の項中「副参事を除く。）」の次に「、副主幹（4級の項に掲げる副主幹を除く。）」を加え、同表6級の項中「統括園長」の次に「、危機管理監（5級の項に掲げる危機管理監を除く。）」を加える。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第18条関係）

職務の級		職の分類		報酬月額
一般行政職	1級	事務職	1級	162,100円
			2級	166,600円
			3級	176,100円
			4級	196,200円

		技術職	1 級	1 6 4, 4 0 0 円	
			2 級	1 7 0, 9 0 0 円	
			3 級	1 9 6, 2 0 0 円	
		保育職	1 級	1 6 6, 6 0 0 円	
			2 級	1 7 6, 1 0 0 円	
		相談・指導職	1 級	1 8 7, 3 0 0 円	
	2 級	事務職	5 級	2 2 4, 1 0 0 円	
			技術職	4 級	2 0 8, 0 0 0 円
				5 級	2 1 6, 2 0 0 円
		保育職	6 級	2 3 9, 7 0 0 円	
			3 級	2 0 8, 0 0 0 円	
			相談・指導職	2 級	2 0 8, 0 0 0 円
	3 級	2 1 6, 2 0 0 円			
	3 級	施設の長等	1 級	2 4 0, 9 0 0 円	
			2 級	2 5 7, 5 0 0 円	
3 級			2 8 0, 3 0 0 円		
技能労務職	1 級	技能労務職	1 級	1 6 1, 8 0 0 円	
			2 級	1 6 2, 9 0 0 円	
			3 級	1 9 4, 7 0 0 円	

「

所属コード

報告担当課等決裁欄

第 1 号様式及び第 2 号様式中

課 長	副課長	係 長	係

」

を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの間、改正後の別表第 2 一般行政職給料表の項の規定の適用については、同項中「主査及び副主査」とあるのは、「副主査」と読み替えるものとする。

3 この規則の施行の際現に交付され、又は保有している改正前の第 1 号様式及び第 2 号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第 1 号様式及び第 2 号様式の相当する様式として使用することができる。